虐待防止のための指針

社会福祉法人 久万高原町社会福祉協議会

久万高原町社会福祉協議会が運営する事業に係る虐待を防止するための指針を定めます。

1. 基本的な考え方

久万高原町社会福祉協議会では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者及び障害者等の権利を擁護し、虐待の防止、予防及び早期発見に努め、虐待の防止等に関する措置を講じるものとします。

2. 虐待防止に係る委員会及び担当者の設置

- (1) 虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「久万高原町社会福祉協議会安全運営対策委員会」(以下「対策委員会」という。)を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者は、各事業所の管理者と定めることとします。
- (2) 対策委員会は年1回以上開催します。
- (3) 対策委員会は次の事項について検討することとします。
 - ① 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ② 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ③ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ④ 従業者が虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防 止策に関すること
 - ⑥ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果について評価に関すること
 - ⑦ その他、虐待の防止等に必要な事項

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 従業者に対する権利擁護及び虐待のための研修は、基礎的内容等の適切な知識 を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止 を徹底する内容とします。
- (2) 研修は、年1回以上行います。
- (3) 研修の実施内容については、実施概要、研修資料、出席者等を記録し、保存します。

- 4. 虐待またはその疑い(以下 虐待等)が発生した場合の対応方法に関する基本方針
 - (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業者であった場合は、 役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
 - (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と 生命の保全を最優先とします。

5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、従業者等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな 解決につなげるよう努めます。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止受付担当者及び虐待防止担当者 に報告し、速やかな解決につなげるように努めます。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めます。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに対策委員会 を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報しま す。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行います。
- (7) 虐待が発生した場合の対応については、権利擁護・虐待防止マニュアル等を参 考にして対応します。

6. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に 応じて、地域福祉権利擁護センター・町の関係窓口を案内する等の支援を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、虐待受付担当者及び苦情受付担当者は内容を管 理者に報告します。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けした内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に 不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- (3) 相談受付後の対応は、「5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとします。
- (4) 対応の結果は相談者にも報告することとします。

8. 利用者等に対する指針の閲覧

従業者、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事業所内に備え付けることとします。また、ホームページにも公開します。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、 高齢者及び障害者等の権利擁護とサービスの質の向上を目指すように努めることとし ます。

(附則)

この指針は、令和4年4月1日に遡って施行する。